

## 南薩介護保険事務組合障がい者活躍推進計画

機関名	南薩介護保険事務組合
任命権者	管理者 塗木弘幸
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
南薩介護保険事務組合における障がい者雇用に関する課題	<p>南薩介護保険事務組合は、令和6年6月1日現在、職員数27名の一部事務組合であり、内訳としては、各構成市（3市）からの派遣職員13名、会計年度任用職員14名（要介護認定調査員13名、事務補助職員1名）で構成されており、会計年度任用職員（要介護認定調査員）については、募集条件として、介護支援専門員の資格または介護支援専門員実務研修試験の受験資格を有する者で、介護保険被保険者宅等を訪問（公用車運転）し、要介護認定のための調査等を実施することができる者としてあり、特に身体基準は設けていない。</p> <p>これまで特別に障がい者を対象とした採用選考として行っていないものの、募集要項に『受験時に特に配慮を必要とする方は、お問い合わせください。』とし、障がい者の受験も対応可能として実施してきました。</p> <p>会計年度任用職員（事務補助職員）についても、募集条件は異なるものの、同様である。</p> <p>障がい者の職員が在籍したことはないが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○派遣職員については、各構成市での採用のため除外する。</p> <p>○会計年度任用職員（要介護認定調査員）については、業務の特殊性から、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、これまで同様障がい者である応募者を念頭においた募集を行うこととする。</p> <p>○会計年度任用職員（事務補助職員）についても、これまで同様障がい者である応募者を念頭においた募集を行うこととする。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員が在籍したときは、障がい者である職員の相談窓口を設置する。</p>

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○会計年度任用職員（要介護認定調査員）については、その業務の特殊性から、募集条件を設けており、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、同条件で負担なく遂行できる職務の選定及び創出は困難であるが、派遣職員及び会計年度任用職員（事務補助職員）も含め、管理監督者との面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がいの特性や能力、希望等を把握し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、面談等を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて職場環境等の検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。